

一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト（以下「当法人」という。）の倫理規程の理念に則り、当法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の理事、社員及び会員（以下「理事等」という。）は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から、代表理事が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事全員による会議等で、当法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(コンプライアンス委員会)

第5条 当法人のコンプライアンス方針の策定、コンプライアンス推進プログラムの承認、再発防止対応及び個別事案処理のための機関として、コンプライアンス委員

会を設置する。

- 2 コンプライアンス委員会は5人以上の委員で構成し、委員の中から委員長1人及び副委員長1人を選出する。
- 3 委員は、代表理事、コンプライアンス担当理事、外部アドバイザーで構成する。
- 4 コンプライアンス委員会の事務局は法人本部とする。
- 5 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
 - (6) その他コンプライアンス委員会委員長が必要と判断した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員会をいつでも招集することができる。

(報告・連絡・相談ルート)

第7条 理事等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し実施する。
- 3 理事等は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当理事を経由することができないときは、代表理事に、第1項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第8条 当法人は、理事等に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、理事は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年5月12日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から改定する。